

1 議 事 日 程（第 1 日）

（平成 2 8 年第 4 回有田川町議会定例会）

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 8 年度有田川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 77 号 平成 2 8 年度有田川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 78 号 平成 2 8 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 79 号 平成 2 8 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 80 号 平成 2 8 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 81 号 平成 2 8 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 82 号 平成 2 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 83 号 平成 2 8 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 84 号 平成 2 8 年度有田川町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 85 号 平成 2 8 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 86 号 平成 2 8 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 87 号 平成 2 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 88 号 平成 2 8 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 89 号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 90 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改

		正する条例の制定について
日程第20	議案第91号	有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第92号	有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第93号	有田川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第94号	有田川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第95号	有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第96号	有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について
日程第26	議案第97号	有田川町道路線の廃止について
日程第27	議案第98号	有田川町道路線の認定について
日程第28	議案第99号	有田川町教育委員会委員の任命の同意について
日程第29	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第31	諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32	議案第52号	平成27年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	議案第53号	平成27年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	議案第54号	平成27年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	議案第55号	平成27年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	議案第56号	平成27年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	議案第57号	平成27年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	議案第58号	平成27年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	議案第59号	平成27年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第40	議案第60号	平成27年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第41	議案第61号	平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第42	議案第62号	平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第43 議案第63号 平成27年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第44 議案第64号 平成27年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第45 議案第65号 平成27年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第46 議案第66号 平成27年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第47 議案第67号 平成27年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出
決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8番	岡 省 吾	11番	中 山 進
----	-------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教 育 委 員 長	堀 内 千 佐子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１６人であります。定足数に達していますので、第４回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成２８年第４回有田川町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

開議 ９時３１分

○議長（佐々木裕哲）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第１ 会議録署名議員の指名……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、８番、岡省吾君、１１番、中山進君を指名します。

……………日程第２ 会期の決定……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、１１月３０日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、橋爪弘典君。

○議会運営委員長（橋爪弘典）

改めまして、皆さん、おはようございます。

議長の御指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、委員長報告を行います。

去る、１１月３０日、午前９時３０分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から１２月２１日までの１６日間と決定させていただきました。一般質問は１２月１４日、１５日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第５から日程第３１までの、報告１件、議案２３件、諮問３件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第２１号から議案第８３号、議案第８９号、及び議案第５２号から第６７号までの決算認定、１６件の採決につきまして、本日お願いいたしたいと思います。

この会期日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐々木裕哲）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から１２月２１日までの１６日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月２１日までの１６日間と決定しました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告１件、議案２３件、諮問３件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１２人であります。

次に、監査委員より、平成２８年８月、９月、１０月分の例月現金出納検査の結果を受けておりますので、それぞれお手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第４ 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に総務文教福祉常任委員会及び議会広報編集特別委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から御報告をお願いいたします。

先に、総務文教福祉常任委員会委員長、小林英世君。

○総務文教福祉常任委員長（小林英世）

２番、小林です。おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、総務文教福祉常任委員会の行政視察報告を行います。

１１月２４日から２５日にかけて、総務文教福祉常任委員会の視察研修を実施しました。今回の研修は小中一貫教育に取り組み、ＩＣＴ教育や子どもステップアップ調査など先進的な教育を進めている大阪府箕面市と、共生型福祉の先駆的な取り組み、富山型デイサービスを行っている富山県小矢部市を訪れました。

箕面市は大阪府の北西に位置し、人口約１３万人、面積４８平方キロメートルで近くに大学が多く、外国人もたくさん住んでおります。

小学校12校、中学校6校、小中一貫校2校が設置されており、有田川町は学園構想で幼小中の一貫教育を実施していますが、箕面市は施設一体型の小中一貫校と中学校区単位の校区連携型小中一貫校を設置しております。

I C T教育にも熱心で、電子黒板は小中の342学級全てに入っておりますし、特別教室などに180台設置されております。

視察研修は市立多文化交流センターで行いました。この施設には図書館、カフェ、会議室などが設置され、国際交流協会が指定管理を受けて運営しています。国際交流協会は平成4年に市の出資で設立され、地域の国際化を促進する事業や国際交流事業をボランティアの協力によって運営しております。

研修の最初はビデオ通話サービス、スカイプを使ってニュージーランドのハット市の中学校との交流を体験しました。箕面市はこの画面を窓と呼び、この窓を生かして国際交流や語学学習を進めています。この窓は常時つながりっ放しで、2つの小中一貫校にも設置されています。

有田川町にもスカイプを使った授業を実施している学校がありますし、かつてオーストラリアの学校とスカイプをつないで授業をしたことがあると聞いております。セキュリティや指導者養成等の問題を克服しながら積極的に取り組んでいただきたいと思います。特に小規模校では多様な活用方法があり、大きな効果が期待できると感じました。

次に子どもステップアップ調査について説明を受けました。これは、学力、体力、生活状況の調査です。対象は小学1年生から9年生（中学3年生）まで、年に2回調査を実施し、データベースとして活用しています。児童生徒のささいな変化や学習のつまずき、クラスの状況、教師の取り組むべき課題などをデータで裏づけし、次に生かす取り組みです。今後、教育はこのような方向に進むと思いますが、データをどのように利用するのか、最終的な人の判断が最も重要であると思いました。

次に、小矢部市は富山県の西部に位置し、人口約3万1,000人、面積134平方キロメートルで、直近の住みよさランキング全国28位という小さなまちです。小矢部市では共生型福祉として全国に広がっている富山型デイサービスについて研修しました。

まず、市当局から福祉行政の現状と課題の説明を受けた後、富山型デイサービス、わくわく小矢部の加藤理事長からパワーポイントを使った説明を受けました。富山型デイサービスとは年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる場所です。

富山市で平成5年に誕生し、平成15年の富山型デイサービス推進特区を経て、平成18年から特区で適用された特例措置は全国で実施できるようになり、広まりました。現在全国で、1,498施設が富山型デイサービスとして登録されているそうです。

わくわく小矢部は精神保健福祉士、保育士、社会福祉士の３人で１年間かけて準備をし、平成１６年４月に創設されました。現在の従業員数は正規職員１０人、パート職員９人、就労支援Ｂ型１人の２０人です。離職率は低く、補充も容易とのことでした。

説明終了後、実際にわくわく小矢部の施設を視察しました。旧病院の一階を借りた施設の玄関を入るとギャラリーになっており、地域のたまり場として活用しています。幼児の保育スペースや高齢者のスペース、相談室等が廊下でつながっており、移動が簡単で交流もしやすいと感じました。

また、誰もが気軽に利用できるよう、自主事業として喫茶やコンサート、生きがい教室やヨガ教室を実施したり、子育て支援センターや子どもの預かり事業、相談事業も実施しています。

福祉の大きな流れとして地域共生型福祉が位置づけられており、我が町も多様な取り組みを始めていますが、富山型デイサービスは、地域福祉を進めていく上で非常に参考になると考えております。

以上、総務文教福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

次に、議会広報編集特別委員長から報告をお願いいたします。

議会広報編集特別委員会委員長、増谷憲君。

○議会広報編集特別委員会委員長（増谷 憲）

１４番、増谷です。

議会広報編集特別委員会を代表して研修報告をさせていただきます。

平成２８年１０月２６日、東京のシェーンバッハ・サボー会館での町村議会広報研修会に委員５人で参加しました。ことしは、全国１９９町村議会、和歌山県内から４町１村の議会が参加しました。

議会広報は議会の様子を伝える上で大変重要な役割を果たしています。しかし、毎年講演する講師の方々は、議会広報について、とかく難しい言葉や表現、紙面は文字だらけで果たして住民に読まれているのかどうかと、一番重要な点を指摘しています。

今回の町村議会広報研修会は、わかりやすく、伝わる広報誌の表記、読まれて、伝わる議会広報誌というテーマで行われました。また広報コンクールで優秀賞を受賞した、広報から学ぶ企画編集と題してクリニックがありました。

まず、わかりやすく、伝わる広報誌の表記では、講演した赤羽博之氏は、住民は広報誌を読みたいと思っていないという前提に立つことが大事だといいます。情報が氾濫している時代に情報が選ばれ、読まれる広報にする必要があると指摘します。読まれるために文章の３つのマナーが必要だと言います。その１つ目は、ずっと読めて、意味内容が相手にしっかり届くことだといいます。具体的には、文章は短く書くこと。文章が長いと句読点が少なく、省ける箇所が多いといいます。そして日本語は文の最後に結論が来るため伝わりにくいといいます。しかも、文章が長いと読み手の時間を

奪いしんどくなります。必要なことだけを書き、不必要なことは徹底して省けば洗練された文章になるといいます。主語、述語の組み合わせが正しく、句読点をふやし短い文章にすることが必要となります。

2つ目は、言葉、意味の重複をさけることだといえます。繰り返すことでくどい印象になり、ずっと読めないこととなります。読者の目線で文章全体を約半分に削るようなイメージで書くことだといえます。

3つ目は、抽象的な表現、例えば、おいしい、楽しいなどは相手に正しく伝わらないことは具体的に書くことです。具体的に数字を使って表現することです。例えば小さいカウンターのある店と、カウンター6席だけの店では、後のほうが具体的に店の状態が浮かんできます。このように読んだ人に、小さい店であることをわかるよう書く、こういう感じが大事だといえます。

そして書いた文章は、第三者の立場で読み返して自分の文章にだめ出ししてみることです。そうすることによって推敲が始まるといいます。

次に、読まれて、伝わる議会広報誌と題して講演された、月刊総務副編集長の豊田健一氏は、自身が社内報作成やコンクールにかかわっている経験を踏まえて講演されました。

議会広報誌の発行目的は、住民と議会との良好な関係づくりだと指摘します。議会や議会の役割を知ってもらい関心を高め、ともによりよい地域社会をつくっていくことにあるといえます。そのためにも広報誌が読んでもらえなければ意味がありません。住民の関心事や自分とどう関係があるのかなど、議会側がそのことを知っているかと問いかけます。

議案質疑では審議結果と実生活にどのような影響があるのか説明が要るといいます。また、一般質問ではなぜその質問になるのか、何のためにするのかなど、その背景、思い、質問項目の予備知識があればいいといえます。

そして地域づくりに頑張っている人を議会広報誌に載せるコーナーを設けてほしいと指摘します。

さらに、表紙の工夫や写真の扱い、タイトルのつけ方、町ホームページにある議会コーナーの充実、議会広報のモニターや通信員制度をつくることも大事な点であると指摘しました。

続いて、議会広報クリニックでは、全国の議会広報の中から表彰された議会広報、岩手県金ヶ崎町議会と山形県川西町議会の2誌を選んで、優良議会広報から学ぶことと題して、議会広報サポーターの芳野政明さんが講演しました。

金ヶ崎町議会広報は、発行のスピード化です。1カ月で町民の手元に届くようになっています。また議会事務局に頼らず議員で編集しています。そして中学生でもわかるような文章づくりに心がけています。

さらに、特別企画記事、例えば歴史ものや住民をできるだけ登場させること、質問

や議案質疑した後、どうなったかの追跡記事、レイアウトの工夫がされています。

川西町議会広報は、広報広聴常任委員会として位置づけて、2年任期で、費用弁償は出していません。また広報モニター制をつくり住民の中から8人に選び、原稿を依頼しています。また写真の愛好者や教育経験者に広報アドバイザーになってもらい、表紙の写真や記事のチェックをお願いしています。さらに、広報懇談会という編集支援や情報提供、提言等の事業も行っています。

以上、研修を通じて感じることは、常に読み手である住民の目線で紙面づくりをしていかなければならないことです。企画記事、議会で取り上げた問題が、その後どうなったかの追跡記事、地域の課題への提起、住民が登場するコーナー、写真アドバイザー、モニターの設置、編集期間を短くしてできるだけ早く発行する速報性の問題もあります。

今後、広報編集委員会として、これらのことも踏まえながら取り組んでいくことを申し上げまして、議会広報編集特別委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第31までの報告1件、議案23件、諮問3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第31までの報告1件、議案23件、諮問3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、平成28年第4回有田川町議会定例会に提出させていただきました報告1件、議案と諮問の提案理由の説明を行いたいと思います。

本日、ここに平成28年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について、御説明を申し上げます。

報告第21号は、平成28年度有田川町一般会計補正予算第3号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、台風16号により災害が発生し、緊急に災害復旧事業等を実施し、住民の

生活の安全を確保する必要が生じたために、早急に予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ５，２１２万円を追加し、補正後の予算総額は、１５３億６，６４１万４，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、分担金、県支出金、繰越金、町債を充てることにしております。

議案第７７号は、平成２８年度有田川町一般会計補正予算第４号であります。今回の補正は、職員の給与改正等に伴い、職員の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金、退職手当負担金等の増額補正を行うものであります。

また、それぞれの特別会計の人件費増額補正に伴い、繰出金を計上しています。その結果、今回の補正総額は、１，８０５万３，０００円の追加となり、補正後の予算総額は、１５３億８，４４６万７，０００円と相りました。この補正の財源といたしまして、繰越金を充てることにいたしております。

議案第７８号は、平成２８年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第３号であります。今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金、退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正総額は、４５万５，０００円を追加し、補正後の予算総額は、４４億７，９７７万３，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにしております。

議案第７９号は、平成２８年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号であります。今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の勤勉手当、共済組合負担金、退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正額は、９万２，０００円を追加し、補正後の予算総額は、６億８，６８１万５，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにしております。

議案第８０号は、平成２８年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第２号であります。今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金の増額補正を行うものであります。補正総額は、４７万７，０００円を追加し、補正後の予算総額は、３１億１，３７１万７，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにしております。

議案第８１号は、平成２８年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第２号であります。今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金、退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正総額は、３１万４，０００円を追加し、補正後の予算総額は、８億８，１７０万２，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

議案第８２号は、平成２８年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第２号であります。今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料、期末勤勉手当、共済

組合負担金、退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正総額は、32万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、24億3,171万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

議案第83号は、平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金、退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正総額は、14万8,000円を追加し、補正後の予算総額は、2億9,586万4,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

議案第84号は、平成28年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。今回の補正の各款別の主なものは、2款総務費の情報通信基盤施設費では、施設設備管理委託料として690万円を、過疎対策費では、旧消防庁舎指令室棟改修工事費として500万円を、地域住民生活等緊急支援交付金事業費では旧田殿保育所改修工事費などで1,650万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、臨時福祉給付金給付事業として1億598万円を、4款衛生費の予防費では、予防接種委託料として335万6,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、中山間地域直接支払制度交付金で468万6,000円を、林業費の林道新設改良費では、補助事業の交付決定額の減により事業費を7,851万6,000円減額、10款教育費の小中学校費の学校管理費では、修繕料として794万5,000円を、同じく中学校費の学校管理費でも、修繕料として312万円を、学校建設費では金屋中学校トイレ改修費として3,000万円を補正し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正総額は1億2,322万5,000円と相なり、補正後の予算総額は155億769万2,000円と相りました。この補正の財源といたしまして、町税を徴収実績により増額するとともに、地方交付税、国庫・県支出金、諸収入、町債などを充てることにいたしております。また、財政調整基金からの基金繰入金などを減額することにより調整しております。

議案第85号は、平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正の主なものは、2款保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費に1億7,795万1,000円を、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に6,714万円を補正した結果、今回の補正額は、2億4,806万7,000円の追加となり、補正後の予算総額は、47億2,784万円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、国民健康保険税、国・県支出金、交付金、財産収入、繰入金を充てることにいたしております。

議案第86号は、平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、4款諸支出金の償還金及び還付加算金では、広

域連合負担金過年度分返還金に８２９万３，０００円を補正した結果、今回の補正額は、１，３９２万８，０００円の追加となり、補正後の予算総額は、７億７４万３，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、繰越金、諸収入を充てることにいたしております。

議案第８７号は、平成２８年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第３号であります。今回の補正は、２款施設費の公共下水道施設整備事業費に６，０００万円を追加し、補正後の予算額は２４億９，１７１万８，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、基金繰入金、町債を充てることにいたしております。

議案第８８号は、平成２８年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第１号であります。今回の補正は、施設管理費の備品購入費などで２６２万６，０００円を追加するものです。補正後の予算総額は、７，１９２万１，０００円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、温泉使用料、一般会計繰入金、諸収入を充てることにいたしております。

議案第８９号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成２８年８月８日付の人事院勧告による国家公務員の一般職給与法の改正に伴い、本町もこれに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。主な改正の内容といたしましては、平成２８年４月にさかのぼり、給料表の引き上げを行い、勤勉手当については、支給額を現行の年間１．６カ月分から１．７カ月に０．１カ月分引き上げるための所要の改正を行うものであります。

議案第９０号は、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今夏の人事院勧告では、民間労働法制の改正内容に即した介護休暇の分割と介護時間の新設が盛り込まれました。これを受け、国家公務員においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、平成２９年１月１日に施行されることになったことから、当町もこれに準じ同様の改正を行うものであります。主な改正の内容といたしまして、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休業の分割取得などを行うものであります。

議案第９１号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律、また、所得税法等の一部を改正する法律が、平成２８年３月３１日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、住民税関係では町民税における医療費控除の特例の新設を行い、軽自動車税関係では、環境性能のすぐれた軽四輪車等の普及を促進するためのグリーン化特例を１年間延長します。また、延滞金の計算期間の見直しなどの改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第９２号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、町民税で分離課税される特

例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための改正を行うものです。

議案第 9 3 号は、有田川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、今後、学校などの廃校がふえてくる中で、地域の活性化に資するために普通財産を貸した場合、無償貸し付けや減額貸し付けの適用範囲を改正するものです。

議案第 9 4 号は、有田川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、定期監査の期日及び例月出納検査の期日を改正するものです。

議案第 9 5 号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、安諦中学校の生徒数の減少に伴い、学校運営が困難であるとともに教育効果が得られないため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 6 号は、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてであります。有田周辺広域圏事務組合が共同処理する事務のうち、新ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務から広川町が脱退することに伴い、有田周辺広域圏事務組合規約を改正するに当たり、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 7 号は、有田川町道路線の廃止についてであります。有田川町大字天満地内、町道インター歩道橋線、延長 1 3 1 . 8 0 メートルを道路法の規定により、町道の廃止をお願いするものであります。

議案第 9 8 号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字下津野地内、町道 1 0 1 1 号線、延長 9 3 . 4 1 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 9 9 号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、牛居美佐氏の任期が平成 2 9 年 2 月 2 2 日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第 5 号から諮問第 7 号については、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

諮問第 5 号は人権擁護委員、大西恭子氏が、平成 2 9 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了となります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 6 号は、人権擁護委員、前覚氏が、平成 2 9 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了となります。つきましては、後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字二川 7 4 2 番地、堀内尚視氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第7号は、人権擁護委員、鈴間眞佐子氏が、平成29年6月30日をもって任期が満了となります。つきましては、後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字清水1303番地2、北林利樹氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものがあります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木裕哲）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。10時半から行います。よろしくお願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時14分

再開 14時30分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

……………日程第5 報告第21号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第5、報告第21号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 議案第77号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第6、議案第77号、平成28年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第78号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第7、議案第78号、平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 8 議案第 7 9 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 8、議案第 7 9 号、平成 2 8 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 8 0 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 9、議案第 8 0 号、平成 2 8 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１０ 議案第８１号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１０、議案第８１号、平成２８年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１１ 議案第８２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１１、議案第８２号、平成２８年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１２ 議案第８３号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１２、議案第８３号、平成２８年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第１８、議案第８９号及び日程第２６、議案第９７号から日程第２７、議案第９８号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第１８、議案第８９号及び日程第２６、議案第９７号から日程第２７、議案第９８号までを先に審議することに決定しました。

……………日程第１８ 議案第８９号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第１８、議案第８９号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第26、議案第97号から、日程第27、議案第98号までの2件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

……………日程第26 議案第97号から日程第27 議案第98号……………

日程第26、議案第97号から、日程第27、議案第98号までの2件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第26、議案第97号から、日程第27、議案第98号までの2件については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、日程第26、議案第97号から、日程第27、議案第98号までの2件については、産業建設住民常任委員会に付託して審議することに決定しました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第32、議案第52号から、日程第47、議案第67号までの16件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第３２、議案第５２号から、日程第４７、議案第６７号までの１６件を先に審議することに決定しました。

……………日程第３２ 議案第５２号から日程第４７ 議案第６７号……………

日程第３２、議案第５２号から、日程第４７、議案第６７号までの１６件については、第３回定例会第１日目において、決算審査特別委員会に付託されております。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員会委員長（橋爪弘典）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、委員長より御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、平成２８年第３回定例会で付託されました議案第５２号から議案第６７号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求めることについての１６件であります。

初めに、委員会の審査手順について御説明いたします。これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を１１月２日、４日の両日にわたって開催し、執行部関係部の部長、課長及び担当者の出席を得て、平成２７年度の課別目標管理シート及び主要施策の成果報告書を中心に必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において委員会として、提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断基準については、さきの第３回定例会において報告され、承認されているところであります。

それでは個別の内容について、御説明いたします。最初に、総務政策部長より平成２７年度の目標及び成果について報告を受け、続いて、企画財政課長及び担当者から、全体的な決算の概要について説明を受けました。その説明によりますと、当町の平成２７年度における経常収支比率は８６．６％で、前年度と比較して２ポイントの減少となっており、やや改善が見られました。要因としては、ふるさと応援寄附金や基金繰入金等の自主財源の増によるものであります。しかしながら、改善されたとはいえ、依然として高い水準にあることに変わりはなく、さらに今後は広域圏事務組合の施設改修負担金も予想される中、一層の合理化推進及び長期的な展望に立った財政運営を求めたところであります。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目について申し上げます。企画財政課の所管では、過疎地のバス路線の継続について、関係各位にも協力を求めながら継続していける取り組みを求めるとともに、今後においては、長期的な展望をもってさま

ざまな方法を含めた検討を行っていくように求めました。

また、ふるさと応援寄附金について、ことしの実績及び今後の見通しをただしたところ、現在は前年比60%以下で推移しており、1億円程度になる見込みである。その対策として、新たな業者との契約にも取り組むとともに、謝礼品の数もふやして、より多くの寄附金を集めたいとのことでありました。

総務課の所管については、電子計算機器の合理化についてただしたところ、機器自体は小型化しているが、業務別に構成しなければならない部分もあり、これ以上の台数減は難しいとのことでありました。

また、目標管理シートの公表や防災計画の策定状況、各公園施設の管理予算の計上方法についての質疑を行いました。

税務課の所管については、和歌山地方税回収機構が実施している事業の効果や回収額、また差し押さえの状況についてただし、有田川町からの依頼分は単年度39.8%の回収で、金額にして351万円。差し押さえについては、町独自で163件を実施し、前年度に比して1.7倍の件数であるとの回答でありました。

住民課の所管では、一般会計のほか、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の説明が行われ、後期高齢者医療保険料における軽減特例を廃止した場合、どういう影響があるのかとただしたところ、約3,000人が影響を受け、影響額の合計は、約2,680万円という試算結果が文書により提出されました。

建設課関係では、町営住宅の改修見通しについてただしたところ、空き家になった時点で通常補修は行っていくが、清水地域住宅の一部で、建築年度の古いものから順に取り壊しが発生する見通しであるという回答でありました。

環境衛生課関係では、二川地区で稼働している小水力発電施設を他の地域でも実施することは考えられないかとただしたところ、室川谷川において調査が行われたが、事業化は難しいとのことでありました。また、民間事業者が松原、川口地区において事業化に向けた調査を行っているとのことでありました。

下水道課関係では、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業、公共下水道事業、各特別会計の説明がなされた後、質疑を行い、公共下水道事業に伴う地方債の償還について、今後の償還見通しをただしたところ、償還のピークは平成34年で、償還額は7億3,000万円。平成59年度をもって完済するとのことでありました。

また、第三期事業の開始に伴う汚水処理施設の、今後の見通しをただしたところ、現在2基目の処理施設を建設中で、最終的には4基の処理施設で処理を行うとのことでありました。

水道課関係では、簡易水道事業特別会計について説明を受け、耐震性水道管について、その効果とコストについてただしたところ、普通管に比べて耐震効果は明らかにあるという回答であり、150ミリ以下の口径が細い管は、コスト的にも大差はないということでありました。

消防本部の所管に対しては、住宅用火災警報器の設置基準についてただしたところ、寝室には必ず設置しなければならないが、台所のみ設置している家庭も多いとの回答でありました。また、消防職員数は現在、国で定めた基準の63%であるが、将来的には70%まで引き上げたいとのことでありました。

こども教育課の所管では、田殿地域の学童保育、特色ある学校づくり事業、きび森の保育所施設の問題点についてただしたところ、田殿地域には現在、学童保育はなく、ミカンの忙しい時期にのみ藤並の学童保育を利用しているとのことでありました。また、特色ある学校づくり事業については、学力向上や地域に根差した活動で効果が上がっているとのことでありました。

きび森の保育所で、食堂が別棟となっていて、雨の日に移動するときにぬれてしまうとの指摘については、建築基準法の関係で別棟にせざるを得なかったが、さらに対策を講じていきたいとの回答でありました。

社会教育課の所管では、清水コミュニティセンター図書室の今後の運営についてただしたところ、八幡中学校の図書室と統合して、平成29年度より運営していくとのことでありましたので、地元への十分な事前説明を行うよう求めました。

また、各種事業や委託料の内容についての資料提出を依頼しました。

ほかに、委員より各公民館の館長、主事について、公募してはどうかとの意見が出され、検討していくとの回答でありました。

産業課の所管では、農業の6次産業化グランドデザインの内容等についてただしたところ、作成に当たっては、農家1,000人のアンケート調査をもとにしており、内容については移住促進、特産物の加工、農山村の自然や体験を楽しむグリーンツーリズム、有害鳥獣対策の一環としてイノシシ、シカ等の食肉活用を盛り込んだものになっているとの回答でありました。

また、ガードレールの木質化による木材利用の見通しについては、企業からの打診はあるものの、単価がネックとなって実現は難しいとのことでありました。

有害鳥獣対策については、外来生物や保護動物の害も多く、今後、県と協議していきたいとのことでありました。捕獲数についても、目標をもっと上に設定し、予算面での対応も要請したところであります。

また、その他に地域おこし協力隊、町の主要産物であるミカンの消費拡大事業、バイオマス協議会、農業委員会制度の改革などについて質疑を行いました。

地籍調査課の所管では、平成27年度に実施した直営事業と委託事業の件数及び調査面積の報告を受けました。委員からは個人名義の町道敷への対応、未相続地への対応について質問を行ったところ、町道の未登記部分については、官民境界の立ち会いを経て、建設課により対応してもらう、未相続地については、相続権者を調査して立ち会ってもらっているとのことでありました。また、境界未確定地に関する資料の提供を求めました。

商工観光課の所管では、一般会計と、かなや明恵峡温泉特別会計についての説明を受け、委員からはプレミアム商品券の発行方法、特に町民への周知方法、時期について、今後発行することがあれば十分な配慮を行う要望があり、今後は十分検討することでありました。

長寿支援課の所管については、一般会計のほか特別養護老人ホーム等特別会計の内容説明があり、介護保険制度改正に伴う、平成２９年度からの要支援１級、２級の受給者への対応についてたまたところ、日常生活総合支援として市町村に移管されるが、基準については現行のままであるとの回答でした。

なお、老人クラブへの補助、通院外出の利用件数、介護保険の等級によるサービスの差について資料の提出を受けています。

健康推進課の所管では、乳幼児健康診査について、受診率が１００％に達していないことへの対応についてたまたところ、訪問により対応しているとのことでありました。また、医師会への補助金について、内容、使途等について質疑を行っています。

なお、特定健診の受診率について確認したところ、がん検診の受診率の目標は３５％で、平成２７年度においては達成できなかったものの、平成２８年度には３７％を達成できるとの見込みであるとのことでしたので、さらなる受診率の向上を目指して、目標の引き上げをお願いしたところであります。

やすらぎ福祉課の所管では、福祉タクシーの利用人数が減少していることについてたまたところ、対象者は減っていないとのことでありました。また、福祉避難所について確認したところ、１カ所認識が違うところがあり、再確認したとの回答でありました。それぞれの施設での受け入れ人数についての資料の提供を受けています。

最後に、社会福祉協議会に対する補助金４，１００万円の使途状況について、事務局にも出席いただき、確認を行いました。町からの補助金は、全額人件費に充当されていますが、それでも毎年多額の赤字を出している状況であり、今後数年で基金も取り崩してしまうとの説明を受けました。地域福祉事業の必要性は理解できるものの、総決算額に占める人件費の比率も８０％から８５％と高く、今後においては組織の見直しも迫られてくるのではないかと感じたところであります。

以上、二日間にわたる委員会で協議の結果、議案第５２号から議案第６７号については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので、御報告いたします。

よろしく、御審議いただき、適切な決定をお願い申し上げます。終わります。

○議長（佐々木裕哲）

以上、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第３２ 議案第５２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３２、議案第５２号、平成２７年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第52号、平成27年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、マイナンバー法対応例規整備支援事業、情報ネットワーク番号制対応委託料、通知カード、個人番号カード関連事業委託交付金です。これは簡単に個人の年金、医療、介護に関する給付と負担に関する情報を社会保障費削減や、徴収強化に使われ、しかも情報の流出を完全に防ぐ手だてがないことが問題であります。

次に、人事評価制度の導入です。人事管理の徹底は政府が進めている総人件費の削減につながっていきます。また、人事評価制度は後に成果主義賃金におきかえられる可能性も十分あり、そうなりますと、職員間での連携ができなくなり、パワーハラスメントの原因にもなるとも言われています。

また、第2次集中改革プランによる計画を進めていますが、人件費の削減や使用料や手数料の増額、吉備地区の3つの保育所を1つに統合しました。また、さらに統廃合の計画も進めています。非常勤職員報酬と臨時雇い賃金で約2億8,595万円になります。正規職の削減計画で業務が回らず、非常勤などで対応せざるを得ない状態になっています。非常勤職員報酬で約1億4,865万6,000円ですが、そのうち保育士分で約9,645万4,000円となり、非常勤職員の64.8%が保育士分に当たっているのは問題ではないでしょうか。さらに非常勤と臨時保育士分で約1億2,114万8,000円、正規保育士給料分の51%も占めます。

保育料の算定方法も変わりました。年少扶養控除が廃止され、保育料が上がらないよう、調整措置が行われていましたが、政府は新規に預ける保護者にも同様の措置を認めていましたが、町は調整措置をしないことになりました。

地元中小業者への支援策で一番大事なのが地元への発注であります。例えば消耗品費では年間約1億906万2,000円使っていますが、地元への発注率は毎年2割から3割の水準で維持しています。備品購入費なども含めて発注率を5割以上にし、地域経済を支えるようにすべきではないでしょうか。

また、町道の維持補修費は各区の要望の約1カ所しか応えられていない現状があります。

就学援助の問題でありますが、就学援助の中でクラブ活動費分も交付税算入になっていますが、出していません。湯浅町では上限額を設定し、ユニフォームなど、みん

なで買うものを対象にしたり、文化部では一律負担するものに出しています。交付税で参入され、対象者は76人いないですから、出すべきではないでしょうか。

また、生活扶助基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度の基準も下がり、対象から外れたり、負担がふえたりしています。

産婦人科医が1人しかいないというのも問題であります。1市3町の広域で医師を確保できる体制を早急に、中山町長が先頭を切って、さらに御努力いただきたいものであります。

さて、お見合いイベント開催事業も行われましたが、総額720万円使っておりますが、果たして結果的に見ますとどれだけの波及効果があったのか疑問であります。

オーストラリア研修は全員が参加できないために、公平さに欠ける点があり、費用面でも多額になるため、見直しの必要があるのではないのでしょうか。

年休取得平均日数は7.9日、消防に至っては4.5日です。そして、休日や祭日に勤務すると代休で対応させています。そうなりますと、ますます年休の取得もできなくなってしまいます。機構改革したのですから改善すべきではないのでしょうか。

また女性職員の管理職で見ますと、部長職でゼロ、課長級で2人の11%しかありません。男女の機会均等や男女共同参画からも積極的に対応すべきではないでしょうか。

以上、述べましたことは、政府の施策によるものが大変多くて、私はそういう意味では、政府の対応に一言言いたいという立場からの反対討論が多いのでありますが、町行政も大変頑張っていただいているわけですが、結果的に政府のそういう施策も反映するという立場上、私は反対せざるを得ない。そして、また町民の要望を反映したものも多くありますが、今述べた理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第33 議案第53号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 33、議案第 53 号、平成 27 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14 番、増谷憲君。

○14 番（増谷 憲）

議案第 53 号、平成 27 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

国保税の算定には旧ただし書方式を採用しており、所得割と固定資産税割があることが、低所得者や所得がなくても国保税が重くのしかかってきます。しかも収納率も低下してきて、滞納額は 1 億円を超えています。これは国庫支出金を減らされてきたことが大きな原因であります。国庫支出金が歳出全体の 23.5% となり、昨年の 26% よりも下回っています。従来あった 45% に戻すよう、積極的に国へも働きかけていただきたいものであります。

当初予算で約 2 億 2,474 万円の基金を使うようになっていましたが、決算額では約 2,125 万円しか使っていません。繰越金は、その一方で 6,671 万 3,000 円、これは被保険者数の減少や健診などの努力で、医療費を全体として見た場合、大きく伸びていないことのあらわれではないでしょうか。国保の被保険者世帯の 7 割、5 割、2 割軽減世帯は 2,740 世帯で、全世帯の 61% も占めています。被保険者数でいいますと、56.5% の方が軽減を受けています。自営業者や国民年金受給者が多く占めているからであります。国保税の限度額は 81 万円から 85 万円に引き上がりました。これは限度額超過世帯の割合を 1.5% に近づけるために、段階的に引き上げていきます。そうなりますと、限度額は 119 万円にもなります。限度額を引き上げると、その負担は加入者全員に及ぶことにもなってしまいます。

さて、余剰金が出て、基金などへ積み立てるため、基金がふえる一方で、基金が 5 億 958 万円にもなっています。世帯数で割りますと、1 世帯当たり 111 万 3,000 円、平均被保険者 1 人当たり、約 5 万 6,000 円の積み立てにもなります。政府は国庫負担をもとの 45% へ戻すまで、基金を使いながら、例えば年収 600 万円以上を除き、2 割軽減世帯を加えて考えても、国保税を 1 世帯 1 万円の引き下げで、年間 2,300 万円前後と推計します。これは 20 年間引き下げても維持可能な数字であります。

また、今、進めています国保制度の広域化は、さらに被保険者を苦しめる制度になっているということで心配をします。

以上の理由で、反対の討論といたします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第54号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第34、議案第54号、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第54号、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

今回、保険料が3年に1回の見直しをされ、見直しのたびに保険料を引き上げてきました。今回、第1段階は年間5,400円の引き上げで3万780円、第2段階で9,000円の引き上げで5万1,300円、第4段階で1万800円の引き上げで6万1,560円、基準額で1万2,000円の引き上げで6万8,400円になりました。最高の第9段階では2万400円の引き上げで11万6,280円となります。全く収入のない方でも3万円の保険料となってしまう場合もあります。

もともとの介護保険制度は措置制度のもとで、国、2分の1、県と町が各4分の1の公費負担で進めてまいりました。しかし、国は25%しか負担せず、県、町の負担も半減させました。そして、75歳以上の高齢人口がふえたり、充実してサービスをふやすことになると、自動的に保険料が上がる仕組みになっています。際限のない負担が続くこととなります。滞納者もふえてまいります。また、各サービスの基準を上げたり、利用料の引き上げと、限度額が上がるため、十分使えない場合も出てま

います。認定率も２割前後ですから、サービスを利用していない方から見ますと、保険料だけとられていくという認識しかなく、しかもサービスの申し込みをしてもすぐに利用できないため、家族の負担も大きいものがあると言われています。

さらに次年度から介護保険制度が大きく変えられようとしています。お金がなくては介護サービスを受けられない、こういう状態になってしまいます。

以上の理由で、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第３５ 議案第５５号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３５、議案第５５号、平成２７年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

議案第５５号、平成２７年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論させていただきます。

この医療制度は７５歳以上という年齢の方だけを対象にした制度であることが、まず問題であります。さらにこれまで負担のなかった被扶養者も含め、一人一人から保険料を徴収することになります。ですから、所得が１００万円以下の方が１，５８０人、３０．４％を占め、後期高齢者で９割と、８．５割軽減者が３，０１８人で被保険者全体の６０．８％も占めます。軽減制度がなくなれば、滞納者がふえ、医療機関にもかかれないう状況が生まれてまいります。これはこの医療保険制度がそもそももた

ない構造を示しています。こういう状況があるのに、平成２７年度は保険料を上げました。

今回、所得割を１００分の８．２８から１００分の８．５に、均等割額を４万３，２７１円から４万４，７３０円に引き上げられます。限度額が５５万円から５７万円になりました。７５歳以上の１人世帯で、年金２２２万円とすれば、保険料は９万８，７００円から１０万２，０００円にも上がりました。さらに、人間ドックについては高齢者ということが前提であり、予算の範囲内ということで、一部の方しか受けられない状況になっています。

以上の理由で、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第３６ 議案第５６号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３６、議案第５６号、平成２７年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第３７ 議案第５７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３７、議案第５７号、平成２７年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第３８ 議案第５８号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３８、議案第５８号、平成２７年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第３９ 議案第５９号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３９、議案第５９号、平成２７年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４０ 議案第６０号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４０、議案第６０号、平成２７年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４１ 議案第６１号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４１、議案第６１号、平成２７年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４２ 議案第６２号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４２、議案第６２号、平成２７年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

議案第６２号、平成２７年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について反対の立場から討論を行います。

公共下水道事業は先行投資をどんどん進めてまいりますから、予期せぬことも含め、事業費が当初の計画よりもかなりふくらんでいきます。お金に余裕のない高齢者の一

人や二人暮らしもあり、計画に見合う加入が進むかどうか問題であります。施設の維持管理費は使用料で賄うとなっていますが、それまでの工事費や地方債の返済も見ていかなければなりませんから、赤字になってしまいます。

第１期と第２期、第３期の一部地区のつなぎ込み率は全体戸数で、２，２６９戸で、供用開始は１，２３５戸ですから、５４．４％ということになりますが、これはアパートやマンションに入居される方の加入者がふえるという点があります。しかし、早期接続奨励金５２３万円を補助しても、また職員や地元の大変な御努力をいただいても、なかなか進まない状況であります。

施設管理では処理場は強酸性の薬剤を使用しており、設備の老朽化は早いと言われており、また家庭の排水から出るごみの除去や合成洗剤を極力使用しない、汚水排出量を減らすために、節水を住民に求めるところまでしていかなければならないところもあります。

そして、今後、予想される南海トラフや、東南海地震に施設が耐えられるのかどうかという不安もあります。

当町の収支は平成２２年から平成２７年度までで、毎年、収支がゼロの状態であります。今後、赤字が大きくなり、１０年後には数億円を超える赤字という見通しも一部であります。財源の繰り入れは法定内繰り入れの段階では仕方ありませんが、今後、法定外繰り入れとなってくれば、利用者からの利用料等の引き上げで対応となってまいりますから、町民の負担もふえていく可能性があります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４３ 議案第６３号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４３、議案第６３号、平成２７年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４４ 議案第６４号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４４、議案第６４号、平成２７年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４５ 議案第６５号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４５、議案第６５号、平成２７年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４６ 議案第６６号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４６、議案第６６号、平成２７年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第４７ 議案第６７号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４７、議案第６７号、平成２７年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第１３、議案第８４号から、日程第１７、議案第８８号まで、日程第１９、議案第９０号から日程第２５、議案第９６号まで、及び日程第２８、議案第９９号から日程第３１、諮問７号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、１２月１４日水曜日、午前９時３０分に開議します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

延会　１５時２３分